

# 山梨大学大村智記念学術館大村記念ホールにおけるスタインウェイ社製グランドピアノの使用に関する取扱い

制定 令和 4 年 3 月 7 日

改正 令和 7 年 8 月 2 9 日

## (目的)

第1 この取扱いは、山梨大学大村智記念学術館規程（以下「学術館規程」という。）第18条に基づき、「山梨大学大村智記念学術館大村記念ホール」（以下「ホール」という。）に設置したスタインウェイ社製グランドピアノ（以下「グランドピアノ」という。）を、本学の貴重な財産として長期間に亘り良好な状態を保ちながら、使用者が適切な手順で丁寧に使用できるよう、必要な事項を定めるものである。

## (使用者)

第2 使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 学内者（本学の教職員（附属学校園含む）、本学学生）
- (2) 学外者（学長が認めた者に限る。）

## (使用条件)

第3 グランドピアノの使用にあたっては次の条件によるものとする。

- (1) 本学教職員にあつては、音楽関係の教育（授業等）、研究、地域貢献を目的としたもの及び本学主催の行事に限定し使用できるものとし、それ以外の目的での使用は練習を含め不可とする。
- (2) 本学学生は、音楽関係の授業、研究を目的としたものに限定し、かつ本学教員の立ち合いがある場合にのみ使用できるものとし、課外活動での使用を不可とする。  
なお、立ち会い教員は、事前に本学音楽教員から使用する際の注意事項の確認を受けるものとする。
- (3) 学外者にあつては、高等教育機関等で音楽を専門に修学した音楽家、音楽教師又はこれらの者が主催者若しくは責任者として立ち会う発表会、演奏会等を目的としたものに限定して使用できるものとする。
- (4) クラシック音楽・アコースティック音楽での使用を原則とし、グランドピアノ内部に、マイクを仕込んだり、器具を使用して特殊な音響効果を狙うような使用や、スポットライト等を持ち込んでグランドピアノを照らしたり、装飾器具を装着する等の使用は禁止する。
- (5) グランドピアノに損傷等の恐れがあると判断した場合は、使用を認めない。

2 前項に定めるもののほか、学外者の使用にあたって、調律が必要な場合は、費用は使用者負担のもと調律を行うことを可能とする。その際、調律業者の指定はない。また、調律に要する時間である2時間を含めて使用申請をしなければならない。

## (使用申込手続)

第4 使用申込手続きは、次のとおりとする。

- (1) 学内者にあつては、ホール使用申請にあわせて、原則、使用日の6ヶ月前から7日前までに使用申請書（別紙様式）に必要事項を記載の上、学長に提出し、その許可を得なければならない。
- (2) 学外者にあつては、ホール使用申請にあわせて、使用日の6ヶ月前から3ヶ月前までに使用申請書

(別紙様式)に必要事項を記載の上、学長に提出し、その許可を得なければならない。

(使用料金等)

第5 使用料金等は次のとおりとする。

(1) 学内使用者の使用料は、学術館規程第9条及び第13条第1項第6号の規定に基づき使用料を無償とする。

なお、学内使用者が学術館規程第13条第1項第6号に該当しない場合は、学外使用者と同様の使用料を負担するものとする。

(2) 学外使用者の使用料は、25,000円/回とする。

(使用料等の納入)

第6 使用者は、本学の指定する方法及び指定した期日までに使用料等を納入しなければならない。

(遅延損害金等)

第7 遅延損害金、使用料の返還等については、学術館規程第11条、第12条により取り扱う。

(使用上の注意等)

第8 使用者(学内者・学外者問わず)は、グランドピアノの屋根を外して使用することはできない。

2 グランドピアノの移動は、本学音楽教員に相談の上、本学音楽講座所属学生の指示及びサポートにより行わなければならない。

(賠償等)

第9 使用者が使用中に故意又は過失によりグランドピアノを破損等した場合は、修繕費及びこれによって生じた損害を、使用者が負担するものとする。また、使用申請書の記載内容に虚偽があったと判断した場合は、使用許可の取消や使用中止とし、これに伴う損害が生じた場合には修繕費及びこれによって生じた損害を、使用者が負担するものとする。

(その他)

第10 この取扱いに定めるもののほか、使用等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和7年8月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

山梨大学大村智記念学術館大村記念ホールにおけるスタインウェイ社製グランドピアノの使用申込に係る取扱い手順等について

○使用申込の取扱い手順

| NO | 対応者          | 内 容                                                                                         | 備考   |
|----|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1  | 使用希望者        | ピアノ申請書提出（使用可申請、施設使用願と一緒に提出）<br>（・学内者：使用日の6か月前から7日前まで<br>・学外者：使用日の6か月前から3か月前まで）              | 別紙様式 |
| 2  | 記念学術館事務又は総務課 | 申込書受理・記載内容の確認、教育へ回付                                                                         |      |
| 3  | 教育学域支援課      | 申込書の確認依頼                                                                                    |      |
| 4  | 教育学部音楽担当教員   | 申込書受理・可否を判断・回答<br>（・可の場合：ピアノ移動の際の大学スタッフ（学生）の確保、<br>不可の場合：理由を添付）                             |      |
| 5  | 教育学域支援課      | 申込書の回答、総務課へ送付<br>（・学外者の対応：学生雇用依頼（準備））                                                       |      |
| 6  | 総務課          | 回答受理・使用可否の回答<br>（学長承認後、<br>・資産管理室へ 使用許可申請、施設使用願、ピアノ使用申請書（写）送付、教育学域支援課へ許可の連絡→教育学域支援課は学外者の対応） |      |
| 7  | 使用希望者        | 回答受理                                                                                        |      |

- ※ 使用者が学内者で無償使用の際のピアノ移動は、音楽コース教員が対応（学生確保：有償）
- ※ 平日17時以降・休日の学外者使用の際の大学スタッフ（雇用学生）は、ピアノ移動・状態確認の他 終了時の戸締り、机等の原状回復の確認等を行う。